

[別紙様式]

申 告 書

経済産業大臣 殿

企 業 名 弁護士法人エルティ総合法律事務所
代表者氏名 代表社員 藤谷護人 印
記入担当者名及び連絡先 藤谷護人

TEL 03-5217-5050

システム監査企業台帳に関する規則第3条の規定に基づき、別紙のとおり申告します。

I. システム監査企業概要

企 業 名	(フリガナ) ベンコーシホジシ エルティソウゴウホウリツシムシヨ 弁護士法人エルティ総合法律事務所		略称 (ヨミガナ)
代 表 者 氏 名	代表社員 藤谷護人		
所 在 地	〒101-0062 東京都千代田区 神田駿河台2-5 村田ビル8階	電話番号	03-5217-5050
設 立 年 月 日	平成4年4月1日		
資 本 金	5百万円		
最近3年間の売上高 (会計期間 月～ 月)	平成20年度 100百万円	平成21年度 100百万円	平成22年度 100百万円
業 種	弁護士業		
システム監査 行う部門の連絡先	所在地	東京都千代田区神田駿河台2-5 村田ビル8階	
	担当部課		電話番号 03-5217-5050
従 業 員 数	5人 (うち、上記部門従業員数 2人)		
ホームページURL	http://www.lt-law.or.jp/		
所 属 団 体	東京弁護士会		
備 考 欄			

II. システム監査の概要

1. システム監査実施の実績

①システム監査開始年 平成4年

②実施回数

企業内 0回 (うち前年度回数 0回)

企業外 40回 (うち前年度回数 5回)

合 計 40回

③主な監査内容

実施年月日	対象企業	実施者名	監査テーマ
平成13年12月	保険業	藤谷護人	総合テスト段階でバグが噴出し収束の見通しが立たない事態における、2か月後の稼働可能性判定。
平成17年11月	その他法人	藤谷護人	現状分析が不十分なまま経験不足のコンサルの提言をうのみにした基幹情報システムリプレース決定の適否。
平成18年10月	S I 業	藤谷護人	サーバ環境設定等を受託したベンダーが、受託した業務を履行しているかどうか。

④前年度のシステム監査内容（主なもの5件以内）

対象企業名、資本金 及び実施月日	監 査 概 要
<p>1 不動産業</p> <p>(資本金 千万円) (4月 日～ 月 日)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監査対象・テーマ 基幹系情報システムのコンバージョンにおけるプロジェクト管理（進捗管理, 品質管理, 課題問題管理等）全般に関する継続的監査 ・ 実施者名 藤谷護人
<p>2 その他法人</p> <p>(資本金 千万円) (4月 日～ 月 日)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監査対象・テーマ 基幹系情報システム・WEBサイトの開発・運用保守におけるプロジェクト管理（進捗管理, 品質管理, 課題問題管理等）全般に関する継続的監査 ・ 実施者名 藤谷護人
<p>3 S I 業</p> <p>(資本金 千万円) (6月 日～ 月 日)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監査対象・テーマ 開発システムの不具合の存否・内容, 瑕疵かどうかの分析・検証 ・ 実施者名 藤谷護人
<p>4 人材派遣業</p> <p>(資本金 千万円) (4月 日～ 月 日)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監査対象・テーマ システム開発フェーズの一体性・完成の評価 ・ 実施者名 藤谷護人
<p>5 E C 業</p> <p>(資本金 千万円) (4月 日～ 月 日)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監査対象・テーマ 開発工程不遵守の手戻り, 未完成への影響, 未完成の原因分析 ・ 実施者名 藤谷護人, 片山直紀

2. システム監査従事者の概要

- ①システム監査を行う部門のシステム監査従事者 2人
- ②上記のうちシステム監査技術者試験合格者数 1人

従事者氏名	情報システム監査 開始年	回数	システム監査関連資格の取得状況	
			資格の名称	取得年月
藤谷護人	平成4年	38回	システム監査技術者 公認システム監査人 公認情報システム監査人 その他（ ）	平成3年 平成14年
片山直紀	平成21年	3回	システム監査技術者 公認システム監査人 公認情報システム監査人 その他（基本情報技術者）	平成15年

3. システム監査の得意とする分野

情報システム全般について、コンサルティング、認証取得支援、法令対応、紛争処理等に多数の実績がありますが、システム監査に関しては特に以下の分野を得意とします。

- ・大規模システム開発のプロジェクト管理の監査
- ・業者選定段階から契約・進捗管理、検収、運用段階までの継続的（同時並行的）監査

4. その他（システム監査の特色等）

弁護士事務所として、かつ、J I S A正会員の情報サービス企業として、日々、IT関係の法律問題に取り組んでいる経験を生かし、通常システム監査の中に契約管理・知的財産管理・紛争予防等に関する法的な助言・調整を組み入れたサービス（L T式システム監理サービス）を提供しております。独立性を重んじた客観的かつ公平な監査を提供しております。また、必要に応じて、外部の専門家との連携も図ってサービスを提供致します。